

特許権	判決年月日	令和3年4月28日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10030号		
○ 発明の名称を「排水栓装置」とする特許につき進歩性の欠如を理由として無効とした審決に、相違点の容易想到性の判断の誤りがあるとされた事例。				

(事件類型) 審決(無効・成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第5975433号

(審決) 無効2019-800019号事件

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「排水栓装置」とする原告の本件特許について、被告が特許無効審判を請求し、進歩性の欠如を理由として本件特許を無効とする本件審決がされたことから、原告がその取消しを求めた審決取消訴訟である。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、進歩性に係る本件審決の判断には誤りがあるとし、本件審決を取り消した。

(1) 本件発明と甲1発明との一致点及び相違点

(一致点)

「水槽の底部に、貫通する方法で下側に向かって形成された縁部が、排水口金具と接続管とで挟持取付けられて排水口部を形成し、該排水口部には、排水口金具を露出しないように覆うカバーが設けられ、上下動するカバーが、前記排水口金具のフランジ部とほぼ同径であるとともに、前記縁部に接触せず、止水時には、水槽の底部面に概ね面一とされ、該カバーの下面には、排水口金具とで密閉可能に止水するパッキンを挿通保持する軸部が設けられて排水栓を構成し、該排水栓の昇降でパッキンによる開閉がされる排水栓装置。」である点。

(相違点1)

縁部について、本件発明は、円筒状陥没部を形成し、該円筒状陥没部の底部に形成された内向きフランジ部が排水口金具と接続管とで挟持取付けられているのに対し、甲1発明は、貫通する方法で湾曲しながら徐々に下側に向かって縁部が形成されて、該縁部が挟持取付けられている点。

(2) 相違点1が実質的な相違点でないとの被告の主張について

本件発明の「円筒状陥没部の底部に形成された内向きフランジ部が排水口金具と接続管とで挟持取付けられて」いる構成と、甲1発明の縁部が排水カップと排水ケーシングとで挟持取付けられている構成とが実質的に同一であるものと認めることはできない。したがって、相違点1が実質的な相違点でないとの被告の主張は、理由がない。

(3) 相違点1の容易想到性について

ア 甲1の図面が排水ケーシングの円形断面の中心線における断面図であることや甲1の記載内容に照らすと、甲1の図面は、閉塞板が下降し、開口部を閉鎖した状態を示した図面であることを理解できる。そして、甲1の図面から、甲1発明の縁部は、断面形状が内側に湾曲しながら徐々に下側に向かって縮径する構成を有し、縁部の湾曲面に上部外側の縁部分が当接する排水カップと、縁部の下端に接するパッキンを保持し、固定するフランジを含む排水ケーシングとで挟持取り付けられていることを理解できる。

他方で、甲1には、縁部が排水カップと排水ケーシングとで挟持取り付けられていることやその作用等について明示的に述べた記載はない。また、甲1の記載事項全体（図面を含む。）をみても、縁部が排水カップと排水ケーシングとで挟持取り付けられている構成について、取付けの強固さや水密性等の観点から、改良すべき課題があることを示唆する記載もない。

イ 水槽の底部に、円筒状陥没部を形成し、該円筒状陥没部の底部に内向きフランジ部を形成し、該内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付けることは、本件出願当時、周知であった（本件周知技術）。

他方で、本件周知技術に係る甲3、5及び8には、円筒状陥没部の底部に形成した内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付ける構成の作用等について述べた記載はなく、取付けの強固さや水密性等の観点から、内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付ける構成が、甲1の図面記載の縁部が排水カップと排水ケーシングとで挟持取り付けられる構成よりも優れていることを示唆する記載もない。

ウ 前記ア及びイによれば、甲1に接した当業者は、甲1発明の縁部の構成について、取付けの強固さや水密性の点において課題があることを認識するとはいえないから、甲1発明の縁部に本件周知技術の構成を適用する動機付けがあるものと認めることはできない。

したがって、当業者は、甲1及び本件周知技術に基づいて、甲1発明において、相違点1に係る本件発明の構成とすることを容易に想到することができたものと認めることはできず、これと異なる本件審決の判断は誤りである。